

社会福祉法人陽風会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽風会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条並びに定款細則第12条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事を常勤理事という。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬 社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で規定する金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合には、非常勤役員に準じて報酬等を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支給することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条及び第7条の報酬及び実費弁償費はこれを支給しないものとする。

- 2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 3 費用の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 理事及び監事が、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した場合は、評議員会出席に係る報酬を支給しないものとする。

(理事の業務報酬等)

第6条 理事長が、理事会及び評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 常勤理事が、理事会及び評議員会の出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 理事が、理事会及び評議員会の出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 4 費用の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の業務報酬等)

- 第7条 監事が、理事会及び評議員会の出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 2 費用の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償)

- 第8条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表3により出張旅費等を支給することができる。
 - 4 出張旅費等は、実費を支給する。
 - 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 6 出張旅費等は、実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

- 第9条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

- 第10条 役員は、職務証跡資料として、出勤簿等の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

- 第11条 常勤役員の報酬等(出張旅費等を除く。)は、毎月25日に支給するものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前日の営業日に支給するものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び出張旅費等は、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第12条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金

等を控除して支給する。

(公表)

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程を改正するときは、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第15条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 別表2の表中、「理事長業務報酬等（月額）」の規定は、平成29年7月1日から適用する。
- 3 役員等の報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。（全部改正）

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（出席報酬等）

名称	職務	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等（日額）	理事	8,000円	0円
	監事	8,000円	0円
評議員会出席報酬等（日額）	評議員	8,000円	0円
	理事	8,000円	0円
	監事	8,000円	0円

別表2（業務報酬等）

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等（月額）	100,000円	円	
理事業務報酬等（日額）	12,000円	円	
監事業務報酬等（日額）	12,000円	円	

別表3（出張旅費等）

名称	距離等	日帰り及び宿泊を伴う出張等
日当	片道 30 km～	1日につき 8,000円
宿泊料	11,000円を限度として支給	
交通費	鉄道、バス、タクシー等	領収書による実費支給
自家用車使用	1 km当り使用料（往復）	23円

1. 宿泊料は、出張後に領収書を提出しなければならない。特別な事情により11,000円を超える場合は、施設長の承認を得てその領収書を提出し、実費を支給する。
2. 自家用車使用距離数は、通常利用する道路最短距離で申請する。